

第53回
埼玉県男女共同参画審議会

平成31年3月18日（月）

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○武田会長 本日の議事として次第3（1）平成30年度男女共同参画に関する年次報告について事務局より説明をお願いします。

○事務局 議事に先立ちまして、前回の審議会におきまして大きく2点ほど委員の皆様方から御質問をいただいていたことにつきまして、事務局より御説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、男性の県職員の育児休業の取得率の関係で御質問をいただいております。その中で15%という目標値、これが平成32年度末となっておりますが、この目標値が低いのではないかということでした。次に、この数値の出し方はどのようになっているのかということでした。この件につきましてお答えをさせていただきます。

こちらは知事部局の人事課が担当になっておりますのでそちらに問い合わせし、回答をもらっております。今日は都合がつかずこちらに出席はできませんでしたので、事務局の方から御説明をさせていただきます。まず育児休業の取得率の出し方ですが、各年度において子供が生まれた職員が当該子の育児休業対象期間内において育児休業を取得した率になります。簡単に申し上げますと分母に出産者数が入って分子に育児休業を取得した職員の数が入ります。男性と女性それぞれに出しております。今の状況は女性はほとんど100%近くになっております。たまに取らない人がいたとしても1人、2人といった状況です。男性のほうは実質的な取得率は13%前後といった感じですが、それもだんだん上がっておりまして平成29年度は今現在、14.4%、なぜ今現在と申し上げたかといいますと育児休業を取得した職員数というのが、子供が生まれた年度に取得した人数というのはすぐそこにカウントされるのですけれども、年度を越えて翌年度に取得した場合もあるのですが、そういった職員はその翌年度時点で子供が生まれた年度にカウントするので、加算されていくといったかたちになりますので数字が上がったりします。年度当初の平成29年度の取得率は13.6%となっております。以上が出し方についてです。

もう一つの、育児休業の15%、平成32年度末の目標値が低いのではないかという点ですが、平成29年度の審議会でも同じようなお話をいただいたところですが、御意見として承っております、その都度人事課へ伝えておりましたが、前回の8月の審議会でも説明させていただきましたように、15%という平成32年度末の目標値は知事部局を中心とした事業主行動計画に定まっている目標値でございます。つきましては、まずはこれが平成32年度末までの計画ですので、こちらの15%を達成し

た上で、それから上を向いた更なる新しい計画に落していきたい、といった趣旨であるということで確認をいたしました。こちらなのですが、この15%というのは、御案内のとおりこちらの審議会でも御審議いただいて決定していただきました平成33年度までの男女共同参画基本計画にもこれは皆様方の御理解、御承認のもと目標値として男性県職員の育児休業取得率が設定されているものです。これは議会の議決も経ておりまして、もちろん知事への報告なども済んでいるものですので、この中に入っている目標値を計画の期間内に変えるとなると、やはりいろいろと諸手続き等が入ってくると思います。ただ、先ほど申し上げましたとおりこれとは別に事業主行動計画がございますので、こちらの計画年度の終期が先に来た場合には事業主行動計画の見直しということで新しい数値を上げていくことができると思われますが、基本計画の内容につきましては、一応皆様方に審議会として御承認いただいたということになりますので、つきましては大変恐縮ですが、この計画期間中については基本計画に基づいて事業の方を執行していくこととなります。もちろんこれに上増ししてどんどん良い数値を挙げていくことはまったくもって良いことだと考えておりますので、その点御理解をいただければと存じます。1点目は以上です。

○事務局 引き続き御説明させていただきます。前回の審議会において御説明いたしました推進指標No9の「親の学習」講座の年間実施回数について、でございます。この指標について年度別目標値は1,500回のところ1,697回と目標値を達成しておりました。主な取り組みの一つとして新たに作成をした埼玉県家庭学習支援プログラム集を活用した親の学習の実施と御説明いたしましたところ、プログラム集を見たいという御意見をいただきましたので本日御用意いたしました。在庫の関係上、委員の皆様にはお配りすることはできませんが、回覧をさせていただきますので御覧ください。なお、教育局生涯学習課のホームページにも掲載されておりますので併せて御案内いたします。以上です。

つきまして議事にあります平成30年度版男女共同参画に関する年次報告について御説明いたします。

【事務局説明】

○武田会長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問等がありましたらお願いいたします。

○村松委員 With You さいたまの相談の部分なのですが、P 6 1の電話相談の中に性的マイノリティに関する相談というものがありますが、数として多くないと思うのですけれども、どのような相談が多いのかとか、男女共同参画となっていると思うのですけれども、そもそも男女に入らないという言い方が適切か分からないのですが、性的少数者の方に対しての施策というものでなにか実施しているものがあれば教えていただきたいのですが。

○事務局（男女センター） P 6 1の性的マイノリティに関する相談ということですが、表の下の※印に書かせていただいておりますとおり、それまでは特にこの相談の数は取っていなかったのですが、平成28年8月から統計を取り始めたということで各年度でどのくらいあるのかといったところまではいっていない状況でございます。委員御指摘の性別がどちらかというのは、本人の性自認ということで統計は取らせていただいております。性的マイノリティに関する相談が具体的にどのような相談かといった御質問ですが、よくあるものは自分の性別に違和感があって相談ができないという方、あるいは自分が男性であるけれども男性を好きになってしまって非常に心が痛いのだけれどもどうしたらよいのかなど、困っているという相談が多いと思われま

す。
また、性的少数者を対象とした事業ということですが、特別にWith You さいたまで性的マイノリティの方に対する事業というのは現状では実施はしておりません。昨年度、公募型共催といいまして、民間の皆様がこういった事業をやりたいのだけれどもWith You と一緒にやりませんかというような公募型というものをやっており、その中で性的マイノリティに関する団体の方もいらっしゃいまして、公募型共催ということで実施したものがございます。平成30年度はその団体からの申出がなかったの

でやっておりませんでした。ちなみに平成31年度はLGBTに関する団体から共催の申請が来ておりまして現時点では採択するという事で動いておりますので、平成31年度についてもLGBTの方が集まるような企画ができるということになっております。以上です。

○事務局 男女共同参画施策での関係について説明いたします。男女共同参画推進計画、性的マイノリティについては基本目標Ⅲの施策の柱の5、誰もが地域でいきいきと生活できる支援における、施策の基本的な方向（3）障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援の中に推進項目というものがございまして、その推進項目⑥に性的マイノリティ（LGBT等）といった新たな人権問題も含めた学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施という形で位置付けをしております。そしてこの中で具体的な事業としては年次報告P40のNo183、新たな人権課題に対する支援事業、No178、学校における人権教育推進事業を関連事業として実施しております。

○事務局 この事業名と事業実績につきましては主だったものを記載することとなっているのですが、これに関連した事業として人権推進課の方で年に1度になりますがLGBTの方々への理解を深めるといったことで県民向けのイベントなども開催しております。県職員向けの研修といたしましては、市町村職員も参加しておりますが、今年度行われたのは埼玉弁護士会から御推薦いただきましてLGBTの問題について大変造詣の深い弁護士の先生をお呼びしまして研修を実施したところでございます。以上です。

○村松委員 研修を実施しているのは主に県職員向けと学校に限定しているといった理解でよろしいですか。

○事務局 後は一般県民の方向けにはそういった課題についての啓発ということでのイベントを年に1度実施しております。主だったところは以上です。

○武田会長 他にはありますか。

○大崎委員 2点ほど質問させていただきたいと思います。P42基本目標Ⅳ、災害に強い地域を男女が共につくりあげる、のNo204、女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営とありまして、災害時の新生児、乳児、妊産婦を含めた周産期医療の体制づくりというのは必要だと言われておりますが、埼玉県ではどのような取組を考えているのか、実際に行われているのか事例とかございましたら教えていただきたいと思います。

あと、P55、No335、小児がん・AYA世代におけるがん対策推進事業のところに、小児がん・AYA世代の妊孕性（にんようせい）を温存^{*}し、温存のための費用を一部助成するとありますが、具体的にこの助成の対象者が、がんの告知された時点で妊孕性を正しく導くドクターが全国的にもとても少なく、これは抗がん剤をする前にこの対策をとらないといけないわけで、途中からでは実現できないことになっております。温存ということになりますと私の知識では多分凍結法ということになるかと思いますが、実際に1年間保存の保存料、保存する費用として、例えば卵子だけだと1個につき3万から5万円、受精卵ですと1個につき10数万円かかる、それをずっと抗がん剤をもらって自分が出産の体制、体調に戻った時という、とても高いですね。一時的に一部助成をしてもらっただけでは追いつかない事実もありますから金額的なものが知りたいのと、病院とか指導を統一しているのか、対象になった若いお母さん、若い女性にちゃんとその情報がとその人のもとに届くのかといったことが心配で、そのことが知りたいのでお聞きします。

○事務局 まず、No204ですが、御覧いただいたパンフレットで事務局の方からさせていただきますが、その場合のいわゆる小児とか周産期医療の体制ということでよろしかったでしょうか。

○大崎委員 はい。

○事務局 それにつきまして、本日は詳しい資料を持っておりませんが、基本的にはNo335も含めまして、県立病院ですと小児医療センター、がんセンターなどがございましてそちらを中心にがんや災害時の医療の対応の方はやっているといます。ただ詳しい体制ですとか、特にNo335の費用の助成の関係、病院への指導の在り方といったところの資料を持ち合わせておりませんのでよろしければ次回の時までにお調べして報告をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○大崎委員 はい。あと、避難所に母乳をあげる授乳室をあらかじめ設置するとなっておりますが、そこに例えば災害時の勉強をされた保健婦さんとかというところが、実際にそこに配置された状態で乳幼児における避難、液体ミルクの配布だとかそういった勉強をされていないととても危ない、もっと乳幼児の死亡率を上げてしまう実態が諸外国ではありますので、その辺の正しい知識を持った保健医療の勉強をされた方が

配置される、市町村ですと福祉避難所といったものがありますけれども、そこはどちらかというと高齢者向けになっておりますので、そこに妊婦さん、生まれて間もない乳児がそこに行った時点で、そういう知識を持った方が例えば妊婦さんも含めて先ほど挙げていただいた病院に繋ぐ役割をできるまでのスキルを持っている方、災害時周産期医療のリエゾンという役割を持つ方が付くという所もありますが、そのあたりも含めて埼玉県では考えているのか資料を頂ければと思いました。

○事務局 御意見ということで併せて担当課にも伝えますし、また私共も女性の視点を踏まえた避難所の設置運営ということについては、引続きの検討項目としておりますので、今の御意見を生かしていきたいと考えております。

○武田会長 他の御意見は。

○加藤委員 4月から色々な新たな法案が施行されると思いますが、その中で一番ポイントとなると考えているものとしたしまして、働き方改革法案が施行されることになっております。そういった中で女性の方が更なる活躍をされる社会にこれからなっていくと思われませんが、逆に男性の家事に対する協力というものも更に必要な状況になってくるのかなと思います。そういったことについて埼玉県ではどのような取組を今後お考えですか。女性の方が社会に出れば出る分だけ、どうしても家の事がおろそかになる部分が表れてしまう、そういった中で男性の協力というのも更に進めなければ家庭がなかなか容易にいなくなるのですね。そのことについて県として何か取組があるのかと思ひまして。

○事務局（ウーマノミクス課） 私どものウーマノミクス課では、経済活動における女性の活躍の推進を担当しております。働き方改革を進めていく中で、女性が活躍するために一番大きいのは、男性も含めて長時間労働を是正することです。企業も生産性を上げることを大変重視されているので、いろいろ企業へ働き方改革を呼び掛けています。また、女性に育児の負担が偏らないようにということについては、少子政策課が「イクメンの素」という本を作るなどにより普及啓発をしています。来年度の事業においては、働き方の見直しに取り組む企業に、例えば「所定外労働を減らす」とか「有給休暇の取得を増やす」というような具体的な目標を立てていただき、中小企業診断士や社会保険労務士などのアドバイザーを派遣してどうすればそれが実現で

きるかというアドバイスをさせていただきます。例えば一緒に就業規則を見直したり、もしくは社員向けのセミナーを実施して一人一人の意識を変えていくなどを、企業のニーズによってオーダーメイドでやらせていただいて、1年後に効果を検証するような事業を考えております。これだけでどうにかなるものではないと思いますが、やりたいという企業さんがいたらそれにお応えすることで、それが巡り巡って男女を問わず従業員に広く伝わっていけばと考えております。

○事務局 県では3年に1回、男女共同参画に関する意識・実態調査というものを行っており、今年度が調査実施の年です。次の審議会の時にお知らせできると思いますが、調査項目の中に男性の家事への関わりですとか、女性が働きやすくするためにはなどの調査項目がありますので、そのあたりの最新の結果なども見ながらどのような事が必要なのか考えていきたいと思っております。

○武田会長 他の方はどうですか。

○村松委員 御質問2点させてください。まずP22の保育所待機児童数の件なのですが、今日の毎日新聞の共同通信の調査でも保育所に全国で7人に1人が落選されていて、保育所の受け入れ枠の不足額が1,000人以上の自治体ということで1位の川崎市が3,019、横浜が3,001、その次がさいたま市2,250となっていて、さいたま市の待機児童数がすごく今多い現状なのですが、待機児童数の目標が達成できなかった理由として子育て人口が増えるということと、待機児童数の定義の変更ということがあったとは思うのですが、今後、目標値をゼロに近づけるために埼玉県としては具体的にどのような取組をされる予定なのということをお聞かせください。

もう1点はシングルマザーの貧困対策に力を入れていらっしゃるということで、P35のNo133のところにあるのですが、私の個人的な弁護士としての感覚からすると、若いうちに結婚して何のスキルもなく子育てをして離婚となった方がなかなか何もスキルがないのに生活保護基準以上の給与を得るとするのは、夜子どもをみてくれる人がいないと働けないのでかなり実際は難しいのではないかとということで、私などは生活保護を受けてその間に依頼者に看護学校に行けと言って、看護師の資格を取ったぐらいの人しか生活保護基準以上になれないという現状が正直あるのですね。それなのですがひとり親家庭高等職業訓練促進給付金といって、看護師とか歯科衛生

士とかの資格を取るために母子家庭の方が10万円もらえるという事業があるようなのですけれども、その利用率があまり高くないとかその制度をそもそも知らないとか、市役所の担当者も知らないという現状があるので、そのひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の利用率とか実施している自治体がどれくらいあるのかということをお今日は難しいと思うのですが教えていただきたいということと、生活保護を受けている場合に、例えば交通事故に遭ったとか、夫から慰謝料などお金をもらった場合に自立援助のための費用は充てられるのですね。例えば夫から100万円慰謝料もらったなら看護学校にそのうち30万円を充てて生活保護を受けながら看護学校に行くという制度もあるのですけれども、自立援助の制度をそもそもケースワーカーが知らない、本人も知らない。だからそのお金をただ役所に返しただけでそのまま生活保護っていうのは非常に問題があるというか、本人に意欲があってそういった制度があるのに、活用されていない実態があるのではないかなというのを個人的に考えているので、貧困支援という中でセミナーを実施するとか相談会があるというのももちろん大事なのですが、活用できる制度がどれくらい利用されているのかというのが、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金でもそうですし、生活保護の自立援助のための制度がどれくらい使われているかというのを教えていただければなと思いました。以上です。

○事務局 では、保育所の取組の方からお伝えをいたします。確かにさいたま市などは、武蔵浦和の辺りにマンションが林立していますよね。そうするとやはり若い世代がどんどん入ってきているなど見てわかるような状況です。やはりそれに対して整備の方が追い付いていないということがあるところです。それに対する取組なのでありますが、全体的に今申しあげたように保育所が追い付いていないというところがあります。ですので、保育所の整備につきましては基本的に認可保育所の整備を、まず中心といたしまして進めていくというところは従来からやっているところではあるのですが、特に待機児童が前の年度と比べて増加しているような市や町などを中心に、その中で待機児童を見ていきますと、低年齢児、いわゆるゼロ歳から2歳が激戦区というか、まずここに入れないと職場復帰できないという、低年齢児に集中しているところがあるので、小規模保育事業などを進めていくことによって、全体として待機児童対策を進めるように働きかけをしているところです。加えて、この間の審議会でもいろいろ御意見をいただいたところなのですけれども、幼稚園での預かり保育ですとか、企業内保育所、こういったものの設置を併せて進めるなどして総合的にあらゆる手段を使って進めていくというかたちで埼玉県としてはやっております。

さいたま市につきましては政令市ということではあるのですが、もちろんそこも含めて県全体として協力して進めていくということでやっておりますのでよろしく願いいたします。

あと1点は貧困の関係なのですが、促進給付金の関係ですとか、あと生保の関係の自立援助の制度の利用率とかこういったものは細かい数字は持ち合わせておりませんので、次回の審議会の時に御説明をさせていただければと思いますのでよろしいでしょうか。

○村松委員 よろしく申し上げます。

○大崎委員 先ほどの村松委員の質問にも重なるのですが、P32、No94の埼玉がいいね！保育士就職応援事業というのがございますが、保育園には国からの地域区分に応じた補助金が支払われておりますが、埼玉県は全国的に比べてそれほど比率が低いわけではないのですけれども、県内のバランスがとても悪くて、私が住んでいる熊谷市は3パーセント、隣の行田が6パーセント、またその隣の東松山に行きますと12パーセントとなるのですね。そうすると、その補助金のバランスの悪さというのは直接園が負担しなければならないのです。そうすると、保育士をどんなに集めたくても、隣の市とかに行ってしまうのですね。そうしますと、保育園を建てたとしても極端に言うと、たぶん、都内の方が保育士の給与が高いです、埼玉県の周辺でも。そうすると、保育士さんは今いっぱい来ていただいている形になってはいますが、どうしても比べるときに、もちろんお金だけではないですが、比べるデータのひとつに賃金というのが入ってきたときに、保育士不足というのが否めない事実は県北の方、特に熊谷市などはあるというのを、実際に園長会とかでも私お話聞いておりますので、その辺のバランスの悪さを統一していただいて、ある程度の保育士を埼玉県の中に取り込むとしたら、やはりお給料の面を比べて、すぐ隣の東京都に行ってしまうような現状はどうか防ぐというところは、県としてはどう考えているのでしょうか。本当に保育園の経営面でもとても大きな負担になっているという話を聞いております。保育士養成施設の学生に対して県が保育所の就職を支援したとなっていますが、支援して何名の方が、参加された方で556人、出前講座を受講された方がおめでとうございます、埼玉県の中にどれだけ就職されたのかなと少し心配だなと思っております。その辺の比率に関してのバランスの悪さというのは、熊谷市からだとなんか声があがっているかと思うのですが、それを受けて県としてはどう考えているのかな

というのを、担当課ではございませんので、答えは聞けないかと思うのですが、そんな事情も実際にはあります。待機児童を減らすためには、保育所を作ればいいわけではなく、私は、0、1、2、3歳の在宅で子育てをしているお母さんたちの支援をする場におりますので、本当に保育園に入れるのが低年齢化しております。0歳児で入れないと1歳のときには入れないと。でも私たちは0、1、2、3歳児まで一生懸命自分の手で育てているお母さんたちを応援している立場から言うと、早く入れなくちゃ、早く入れなくちゃというのはすごく複雑な思いでいます。ただ復帰が決まっているだとか、1年、長くても2年育休をとれて延長して2歳になって入れようと思うとやっぱり枠がすごく減っているというのは事実なのですね。その影響が、広場でも本当に大きい子とか2歳3歳の子の広場利用が少なくなってきました。それはもう入っちゃっているからです、早めに。早めに復帰をされるとか幼稚園のプレイを使うとかとなって、お母さんから子どもを離す事業というときに私たちは思ってしまう。女性が期限を切って働くということが、女性の幸せと考えている風潮がありますが、そこに置き去りにになっているのが子どもたち、というところもありますので、産めよ、育てよ、働けよ、だと女性的には私は本当に厳しい世の中になっているのではないかなと実際に感じています。預けることに涙流しながら明日から慣らし保育なんです、というお母さんたちのそばにおりますと、やっぱり2歳児までせめて2年の育休をとって、2歳児からっていう形で、0歳児、まだ卒乳も終わっていない子が預けられる現状というのを人間として考えていただけるとうれしいな、と思っていますが、この保育園がんばってください、保育士さんのことを考えますとこの地域区分のバランスの悪さ、その辺も県でも考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石崎委員 P35、No133の女性の貧困問題支援事業について、もう少し教えていただきたいです。「女性の貧困」脱却のための女性リーダー育成支援事業、新たにこのような女性が貧困から脱却していくための支援者、女性支援者を育成する講座を始めたということですが、具体的にどのような内容の講座か、先ほど他の委員の方がおっしゃっていましたが、これは地域のだれでも参加できるのか、一般市民の方向けのものなのか、わかる範囲でよいのでどのようなものか、イメージがわからなかったので教えていただけますでしょうか。

○事務局（男女共同参画推進センター） はい、御質問ありがとうございます。この「女性の貧困」脱却のための女性リーダー育成の講座年10回、これはWith You さ

いたまのほうでやっている事業でございますので、私のほうから回答させていただきます。まず対象となっている方は女性限定ということで事業は行っております。だれでもよいのか、ということなのですけれども、地域で現在すでに活躍されている方、あるいはこれから活躍したいと思っている方、どちらも対象にはしております。募集要項に書かせていただいている言葉をそのまま言いますと、地域活動や社会活動に参画する意欲を持つ女性、ということで募集をしております。全10回のプログラムに毎回参加できる方、あとは終了後もこの講座が終わったら切れてしまうというのではなくて、終了後も御自身の活動状況の調査とか、あるいはネットワーク形成などに積極的に取り組んでいただける方ということで募集をさせていただきました。県内から30人の定員で募集をいたしました、それを上回る応募をいただきまして、スタート時点では36人で始めたところですが、御家庭の介護や御自分がけがをされたりですとか、途中で何人かどうしても最後まで継続できないということでお辞めになっておりますが、最終回が今月の23日の土曜日、成果報告会ということでありますけれども、現在27人が継続をしております。内容といたしましては、グループに分かれまして自分たちでテーマを決めて学習していく、ということがありまして、本日お配りしている資料の中で、私どもWith You さいたまの広報誌というのがあります。こちらを開いていただきますと、4ページに女性リーダー育成講座成果報告会ということで御案内をしております。3月23日です。グループが6グループございまして、その風船の中に書いてあるもののがグループ名で、上に書いてある黒い文字がそれぞれのテーマです。女性の貧困脱却のための女性リーダー育成事業ということで実施しておりますが、すべてのグループが貧困ということを全部やっているわけではなく、この中でいきますと、貧困にびったりきているのが中高年齢女性のシングルの貧困というチームと、シングルマザーへの社会的支援の充実、あるいはシニア女性の孤立を防ぐためのサロン活動、ここら辺が女性の貧困というテーマにわりと近いところの課題を選んだチームということで、発表させていただくというようなことでございます。このグループワークが中心ですけれども、その他に講座ということでいくつか講座も聞いていただいておりますが、公開講座ということで、他の方々も御参加できる公開講座を一緒に聞いてもらうという形で行いましたものが5つありまして、1つめは女性の貧困、あとは防災フォーラムということで女性の視点からの防災に関する講座ですね、あとは、政治参画に関するワールドカフェ、DV防止フォーラム、障害と女性、こういったテーマの公開講座を盛り込んでいろいろな知識をつけていただきながらグループワークを行ったという講座でございます。

○石崎委員 ありがとうございます。いわゆる地域活動で、地域リーダー育成講座のようなものの中に、特に貧困というテーマがあるということでしょうか。

○事務局（男女共同参画推進センター） そのように考えていただければ。

○石崎委員 貧困専門の講座というよりもむしろ幅広いテーマ中の一部に貧困というテーマも入ってくるということでしょうか。

○事務局（男女共同参画推進センター） 全てが貧困全部でということではなくて、広い視点を持っていただきたいということで貧困の講座も当然やりますけれども今申し上げましたとおり、防災とかいろいろな視点を持っていただいて、地域で活躍する女性になっていただきたい、という目的で事業を行いました。

○○石崎委員 私はもっと、ここだけ見ると、女性の貧困を脱却するための大きな事業なのかな、と思ったのですが、そうすると、先ほど村松委員がおっしゃったような若くして子どもを産んで離婚したような、なかなか自立したくてもできない女性を地域で、今のたとえばわりと都市的な、埼玉県も地域によって事情が違うとは思いますが、都市的な地域の人間関係の中で、地縁につなげていく人間関係を作っていくというのは、どのような感じなのかな、民生委員さんの感じなのかなとか、イメージがわきにくかったのでおたずねしました。私はこれを見たときに、女性リーダーの人が若くて困っている女性に対して、上から目線の支援になってしまうとそれは逆効果ではないかな、とそのようなことも少し考えてしまったのですが、講座がどのようなものかわかりました。ありがとうございます。

○事務局（男女共同参画推進センター） あとはP35、No133にございますが、女性の貧困問題講演会も1回なのですけれども、こちら初めて平成30年の5月に開催をいたしました。こちらに関しては、当然御興味を持たれている方もそうなのですが、今、委員のお話にありましたように、民生委員の方あてに、民生委員協議会に御案内を差し上げたり、あとは市町村の職員もそういう意味では実態を知っていただきたいので、市町村職員にも声をかけたりいたしまして、貧困問題を考えるという、こちらのほうはどちらかというと支援者に近いような講座のほうも開催をさせていただきました。

○山口委員 今のテーマに関連して、基本的なことを知らなくて大変恐縮なのですが、埼玉県女性の貧困率って何パーセントくらいなのですか。全国平均からいくとどのくらいの位置にいるのかな、というのが知りたいです。

○事務局 県だけの貧困率という形では確か出ておりません。全国数値をもとに、県としての施策を打っているような状況です。

○村松委員 ちょっとずれるかもしれないのですが、確かに女性の貧困率で埼玉県と全国とに分けて出ていなかったと思うのですが、自殺率でみると、埼玉県は女性の20代30代の自殺率がすごく高かったという、2、3年前記憶があるのですよね。20代か30代か女性の自殺率がすごく高かった、それだけちょっと記憶があるのです。

○大崎委員 すみません、女性の自殺率で占めているのが、出産間もないお母さん、というところも数値的には出ています。参考値なのかそういう形でも女性が亡くなるのはその辺が多かったというという現状もあります。

○武田会長 みなさんの御指摘の中でさらに明確にしていきたいような論点が出ているかと思うので、このあたりで議題は終わらせてもよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、引き続きこの計画の進捗状況を監視していくということで、続いて議事ですが、次第の3の(2)です。平成30年度作成したリーフレット等についてということで説明をお願いします。

【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について何か質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

埼玉県苦情処理年次報告書という資料を出していただいて、これは本当に条例に基づいてこういう仕組みがあって、これがこういう形で活用されているというのは埼玉県のこの男女共同参画の施策を進めていくうえで、本当に重要なものだと思うのですが、今回こちらを見せていただくことになるのですが、これは、これまでの過去のこ

うした報告書というのはすべてホームページ等で経緯が見られる、という体制になっているということでしょうか。

○事務局 はい。

○武田会長 何か御質問御意見等ございますでしょうか。

○大崎委員 御案内のカードとかの配布場所というのはどちらになるでしょうか。

○事務局 こちらのミニカードにつきましては、同じく若者向けということでしたので、あらかじめ市町村のほうに必要部数をお伺いいたしまして、今年の成人式の会場だとか、市、町の男女共同参画センターなどへ、今回配付をさせていただいております。あとは適宜ホームページで公開しているので、対応したいという御意見をいただきましたら、すぐ発送させていただいているという状況です。

○大崎委員 こういうのを手に取る勇気がとてもない方もいらっしゃるって、そういった相談窓口とかに置いてあっても、取った時点でどうしたのですかって聞かれてしまうというのがあって。前回でしたか、トイレに置いてあるところがあるっていいましたか。

○事務局 はい、それはデートDV用なのですけれど、まさに相談機関の電話番号とか保護命令について書いてある、DVについて踏み込んだカードを作っておりまして、それはトイレのほうに置かせていただいております。

○大崎委員 どちらのトイレですか。

○事務局 市町村の役所のトイレとかに置かせてもらっています。まだ今年度は作成中でまだできていないので、でき次第対応となります。

○大崎委員 ぜひ継続していただきたいですね。あとデートDVに関してだと、学校には配布されているのですよね。

○事務局 はい、そちらの緑の「知っていますか？デートDV」を。あと前回の審議会で、取組として講師等の派遣という形でデートDVの講座を中学生だったり高校生だったりということで、やらせていただいているのですが、どうしても数が少ないというお話もございまして、今年の1月に、いわゆる交際相手からの暴力というか、殺人事件もありまして、やはりそういった専門家だけではなかなか対応できませんので、私ども職員についても、いわゆる出前講座という形で御希望いただける学校等に広く講座でこういった冊子を使いながら、直接語りかけて人権というところが根っこにはあるのですけれども、そこを若いうちから知ってもらえるように、加害者にも被害者にもならないようなそういった働きかけをしていきたいと思っています。

○大崎委員 これはうちの息子が高校のときにもらってきました。カバンの中からはぼーんと出して置いてあるのですけれども、保護者がこういうものが配られたってことを案外わからなかったりとか、お母さん、お父さん自体がこの情報を知らなかったりとか、対象となる高校生、中学生にはこれは大丈夫だとしてもお母さんやお父さんが知らない、家の中の変化とかっていうのにも敏感になっていただけないと思うのですね。いずれもそうですけれども、そういう部分で、学校から今はこういうのを配りましたという配付物の一覧のメールが流れたりするのですけれども、そういうものなどでも活用していただいて、親子を巻き込んだ形で啓発活動をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○武田会長 他によろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。最後になりますが、他に何かある方、いらっしゃいますか。それでは、みなさまの御協力により、円滑に進行することができましてありがとうございます。ありがとうございました。

※妊孕性（にんようせい）の温存

若年がん等に対する治療により、将来妊娠の可能性が消失しない様に生殖能力を温存するという考え方。